

「学生教育研究災害傷害保険」についての アンケート集計結果報告

昭和57年1月22日

国立大学協会第4常置委員会

第4常置委員会が国大協第69回総会において承認を得、実施した「学生教育研究災害傷害保険」に関するアンケートは送付大学93に対し90大学より回答を得、回収率97%という高率に達した。個々の設問に対する回答を集計整理した結果を要約して以下に報告する。

アンケートの設問はⅠからⅤまでの5問であるが、第Ⅱ問は2個の小設問に、第Ⅲ問は3個の小設問に、第Ⅳ問は2個の小設問に分れている。

第Ⅰ問は被保険者（保険加入者）の資格について疑問が生じた場合の有無を問うたものであるが、アンケート結果による限り、そういうケースは全くなかったといえる。

第Ⅱ問は本保険の担保内容（どのような災害・傷害に対し保険の適用が受けられるか）にかかるといえるものである。その(1)は担保内容に含まれていない災害・傷害のために大学が困った事例を問うたものであるが、7大学があると答えてだけで少数であった。その(2)は現行の担保内容は拡充し、学生生活において生ずるすべての傷害等を包括するようにすることの是非を問うたものである。これに対し、本保険制度の趣旨からみて現在のままでよいとするもの19、担保内容は現行に留め、支払保険金の増額など給付内容を充実すべきであるとするもの34、給付内容は十分でなくとも、大学への通学途上の傷害なども担保内容に加えるべきであるとの意見が55で最も多かった。また現行の保険制度とは別に学生生活全般にかかわる疾病・傷害などの補償・救

済について何等かの制度を設けてはどうかとの問に対し、16大学が賛意を表した。

第Ⅲ問は支払保険金の種類及び金額に係る問である。その(1)は同一の災害・傷害であっても、それが正課・学校行事中に生じた場合と、課外活動中に生じた場合では支払われる保険金額に差があるのであるが、これに対し、やむを得ないとする大学38、課外活動中の事故も正課・学校行事中の事故と同等に取扱うべきであるとする大学58で、その比は約2:3であった。その(2)は、支払保険金は死亡保険金・後遺障害保険金・医療保険金の3種に分れるが、3者間の軽重のバランスについて問うたものである。これに対し、現行通りでよいが46大学で最も多く、次いで医療給付金の増を主張するもの38大学、後遺障害を重視せよとするもの26大学、死亡を重くみよとするもの15大学の順であった。その(3)は、医療保険金・後遺障害保険金・死亡保険金の給付（支払）条件に係るものである。(ア)死亡保険金は事故発生後180日以内に死亡した者に、後遺障害保険金は事故発生後180日以内に生じたものに支払われるが、現行でよしとする大学88、改善を要するとする大学2で、この件については全大学の意見がほぼ一致するものと考えられる。(イ)医療保険金は、正課・学校行事中の傷害等は治療日数4日以上のものに対し、課外活動中の傷害等は治療日数30日以上のものに対し支払われるが、これに対し現行で可とするもの60大学、治療期間の区分を含め改善の要ありとする大学30であった。

第Ⅳ問は保険料（保険掛金）に係るものである。その(1)は、保険料は文科系学生は年350円、理工・体育系学生は年850円で、両者間に年500円の差がある。これに対し、現行で可とする大学69、その差を縮めるべきであるとする大学20、その差を拡げるべしとする大学4であった。その(2)は現行の保険料が適当であるかどうかを問うたものである。これに対し、現行の保険料

を適当とする大学67で最も多く、次いで担保内容を拡げたり支払保険金を増額するなら保険料を上げてよいとする大学30、支払保険金を減額してもよいから保険料を下げるべきであるとする大学は0であった。

最後に第V問として、本保険以外に大学独自に学生の災害・傷害・疾病等に対する補償・救済制度があるかどうかを問うた所、以下の回答を得た。

学生健康保険組合	15大学
互助共済・後援会・見舞金制度等	11大学
保険(会社)	1大学